

【資料5】じりつ支援協議会の取組み

1 じりつ支援協議会とは(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第89条の3より)

(1)協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有する

(2)関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う

*関係機関とは、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のこと

2 各会議と専門部会の概要と取組み内容

	推進会議	運営会議	専門部会			
			つながり部会	おとな部会	こども部会	まなび部会
目的	協議会の取組に関する成果の確認、評価、提言	各部会の取組内容の整合性を評価、確認	当事者の活動の活性化や継続ができるための課題整理、具体策の検討	障害福祉サービスを含む社会資源や横のつながりの充実のための課題整理、具体策の検討	障害福祉サービスを含む社会資源や連携のための課題整理、具体策の検討	従事者の資質向上に必要な研修の企画立案
R5年度の取組内容		・生活支援拠点整備事業の在り方の協議 ・計画策定に向けた課題の協議	①障害者週間において障がい理解・促進のための講演会を実施 ②民生委員と障がい者当事者との意見交換会の実施	①グループホーム入居者を対象に住まいに関するアンケート調査の実施 ②障害福祉サービス従事者対象に、精神障がいに関する研修会の開催 ③就労支援事業所連絡会の定期的開催 ④ハローワーク主催の合同面接会への協力と企業訪問 ⑤第7期、第2期の計画策定に向けた課題の協議	①放課後等デイサービスの情報シートの運用と事業所間の連携強化	①精神障がいの人へのケアの実践報告会の実施

3 まとめ

①生活支援拠点整備事業については、支援者だけではなく、当事者や家族、市民への周知が必要

②人員確保が課題

③グループホーム入居者を対象にしたアンケート結果を計画に反映する